

**「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則」に基づく警察本部長の指名する職員について**

(平成4年2月14日沖例規務第1号)

最終改正 平成31年3月29日沖例規務第2号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成3年国家公安委員会規則第5号)第3条第1項の規定に基づく警察本部長の指名する職員は、刑事部に勤務する刑事部組織犯罪対策課調査官(暴力団指定意見聴取官と呼称)及び刑事部刑事企画課に勤務する警視の階級にある刑事指導官とする。